

論争の場における〈審判者〉の役割

——外界をめぐるクマーリラとプラジュニャーカラグプタの議論——

小 林 久 泰

0. 仏教論理学派の展開期に活躍した思想家プラジュニャーカラグプタ（以下 Praj）は PVA 知覚章後半部（特に PV Ⅲ kk.330-332 に対する注釈部分）において、ミーマンサー学派クマーリラ（以下 Ku）の批判に答えるべく、唯識思想の正当性を論じている。そこで扱われている問題の一つに、認識外部のものが存在しない場合、審判者による論証理解は成立するのか、という問題がある。唯識学派がいくら「認識外部にいかなるものも存在しない」と主張したとしても、その非実在を論証する際には、それが「論証」である以上、審判者を納得させることができなければ説得力のあるものとは言えないのではないか。本稿では、論争の場における審判者の役割に焦点を当て、外界非実在論証をめぐる Ku と Praj の議論の一端を明らかにする。

1. 『チャラカ・サンヒター』にも見られるように、討論術の伝統のあるインドでは、古くから論争の場において聴衆を味方に付けるとことが議論の勝敗を決する一つの重要な鍵であった¹⁾。論理学、討論術の理論化が進んでいった後代の論書でも、論議（vāda）の構成要素（aṅga）として、(a) 立論者（vādin）、(b) 対論者（prativādin）、(c) 審判者（sabhya, sadasya, prāśnika）たち²⁾、(d) 審判長（sabhāpati）の4つが一般的に挙げられ³⁾、第三者的立場である（c）および（d）を納得させることの重要性が説かれている。例えば、ジャイナ教徒ヴァーディデーヴァ・スーリは、PNT 8.19 において審判者たちの役割を列挙するが、その一つに「真実を明らかにすることにより討論を終了させること」を挙げている。また、その審判に対して立論者や対論者に不服がある場合や、審判者たちの間で意見が分かれた場合、審判長が何が真実かについて最終的に判断を下すとされている⁴⁾。これらは、論議における真実とは、審判者たちや審判長が「真実である」と理解したものであることを示唆しよう。仏教論理学派の論書でも、論証（sādhana）は審判者を理解させるためのものであると説かれる。例えば、シャンカラスヴァーミンは、ヴァスバンドゥ、ディグナーガの言明に従い⁵⁾、次のように述べている。

NP 2 (141, 23-24)：それら〔〈論証〉(sādhana) と〈論駁〉(dūṣaṇa)〕のうち、〈論証〉とは〈主張〉等の言明である。というのも、〈主張〉・〈証因〉・〈喩例〉の言明によって審判者たちにとって未だ理解されていない事柄が説き明かされるのだから。

Praj もシャンカラスヴァーミンらと同様の立場をとっている。小野 2003, 2005 が提示するように、彼は PVA Parārthānumāna 章の中で、他の注釈者たちとは違い、〈他者のための推理〉の定義との関連で審判者の問題を詳細に取り扱っている⁶⁾。そこに見られる彼の立場は、立論者が対論者を論証によって納得させることができない場合、審判者を納得させることで論証が終わるというものである⁷⁾。

2. しかし、外界が実在しないことを論証する場合、問題はそう単純ではない。Ku は唯識学派が提示する「【主張】認識はすべて認識対象 (ālambana) を持たない。【証因】認識であるから。【喩例】夢の中の認識のごとし」⁸⁾ という論証式の過失を次のように指摘している。

ŚV Nirālambanavāda 70-71⁹⁾：また、審判者たちによって〔論証〕支分を伴った文〔全体〕、〈主張〉・〈証因〉・〈喩例〉のそれぞれ、立論者・対論者が把握されないかぎりには、〔君たち仏教徒は〕論証を提示できないことになる。もし〔それらすべてを〕仮に承認した上で、〔論証を〕述べるならば、その場合、まさに〔その〕先の承認によって「〔認識はすべて認識対象を持たない〕という」主張 (pratijñā) は否定される¹⁰⁾。

先に説明したように、仏教徒は論証を「審判者たちを理解させるためのもの」と考える。しかし、もし認識がその認識の外部に認識対象を持たないならば、審判者たちの認識は自分の中で完結しており、彼らが立論者や対論者を理解することはできないだろう。さらに、論証を構成する〈主張〉・〈証因〉・〈喩例〉の言明を把握する認識がその認識の外部に認識対象を持たないならば、仏教徒が提示する論証は審判者たちによって理解されないことになってしまう。もしもそういった過失をさけるため、言明、あるいは立論者や対論者を審判者たちの認識外部にあると承認した上で、論証が述べられるとするなら、その承認と論証内容の間には矛盾が生じることになってしまうのである。

3. このような Ku の批判に対して、Praj はどのような回答を与えるのだろうか。彼は、まず次のように述べる。

PVA 379, 19-22：誤っており、真実を知らない愚か者たちによって述べられたことは、女やシェードラを驚かせるものに過ぎない。しかし、真実を知る者の前ではそうではない。〔その区別は仮に認められるとしても後に吟味する時には〕理に適うものでなくなるから、後に崩壊に向かう。従って、象のように目を瞑ること¹¹⁾によって〈主張〉などの区別の展開 (bhedaprapaṇca) を仮に承認したとしても、後に吟味する段階でその〔区別〕の非存在を論証することには過失はない。

(118)

論争の場における〈審判者〉の役割（小 林）

ここで Praj は、誤りであっても、それを承認することで最終的に真実が明らかになるならば、それはそれで良いという二諦説を説く仏教徒の基本的立場を表明している¹²⁾。先に承認したこととそれを前提とする論証によって明らかになったことの間に矛盾があるとしても、二諦説を認める仏教徒にとって、それは過失とはならないということである。

しかし、認識と区別されたものを認めてはじめて審判者は審判者としての役目を果たすことができるのではないのか。この反論に対して、Praj は審判者としての資格を問題としている。

PVA 379, 27-30: 【反論】 区別を理解する人でないならば、その人たちは審判者ではない。

【答論】 それは正しくない。もしも、この場合に、真実を理解する者たち、彼らが審判者ではないというならば、真実を知る者ではない者たち〔すなわち、真実を知ることができないような者たち〕は審判者として決して相応しくない。

論証によって明らかになる真実を理解することができなければ、審判者は審判者たりえない、というのが Praj の趣旨であろう。しかし、ここで言われる真実とは何か。仏教徒にとっての真実とミーマーンサー学派にとっての真実が異なる以上、結局、審判者はどちらか一方に荷担せざるを得ないのではないか。この点について Praj は次のように論じる。

PVA 379, 31-32: あるいは、一方に味方することによって、審判者ではないとするならば、一体どうして〔そういった人はどちらか一方に〕味方することから解放されようか。というのも、相互に矛盾した両方をともに理解するのは適切ではないからである。〔審判者たちはそれぞれ〕一方ずつを理解するから、〔いずれか〕一方に味方することが起こる。一般的に審判者となるべき人はどちらか一方に味方するような不公平な人であってはならないとされる¹³⁾。しかし彼らが勝敗を決める以上、討論を通じて明らかになった真実を主張する側に最終的に味方することは避けられないのである。

ところで、審判者同士に見解の相違が生まれる場合もあり得る。その場合どうなるのか。Praj は次のように言う。

PVA 379, 33-34: 従って、相互に矛盾した、まさに二人の審判者たちには異論が起こるので、〔その異論に関して〕さらなる審判者たちが必要となる。従ってきりが無い〔ことになってしまおう〕。もしも〔立論者と対論者という〕二人の論者たちが〔その二人の審判者たちの〕審判者であるならば、相互依存〔の過失が帰結する〕。何故なら、彼らは両者とも必然的に自分の主張の方に味方するから。

もしも審判者同士に見解の相違が生まれた場合、その審判者たちの間で論争が起こる。そして、その論争を公平に判断する者としてさらに他の審判者たちが必要となり、またさらにその審判者の間で論争が起こり、というようにきりが無いこ

とになってしまう¹⁴⁾。審判者たちの間で新たな論争が起こる際、先に立論者と対論者であった人たちが審判者となるならば、立論者の主張の正当性は立論者に味方する審判者の主張を拠り所とし、他方、その立論者に味方する審判者の主張の正当性は審判者としての立論者の主張を拠り所とする、という相互依存の過失に陥るのである。

4. それでは審判者たちはどうあるべきなのか。Praj は次のように議論を締めくくる。

PVA 380, 1-4: 従って、[あるものが] プラマーナによって得られる場合、[それは] 当然認められるべきものである。しかし、先の承認がその[プラマーナによって得られたもの]と矛盾するならば、その[先の承認]は棄て去られる。審判者たちに〈主張〉や立論者、対論者などに関する区別の知がある場合であっても、もしもその[区別の知]がプラマーナによって得られた立論者の言明内容と逆になるならば、その[立論者の言明内容]に関して彼ら[審判者たち]は楯突くべきではない。自らの知によって確定する彼ら[審判者たち]にとってその[立論者の言明内容]が明白なものとなるならば、その[言明内容]を認めないいかなる理由があろうか。

Praj によれば、先に承認した内容と論証を通じて最終的に明らかとなった内容に矛盾がある場合には、どちらがプラマーナによって得られるものであるか、ということが重要となる。先に述べたように、段階的な真実の理解を認める彼にとっては、先にとりあえず承認した内容が、プラマーナによって裏付けられるところの論証内容によって訂正されることには何の矛盾もないのである。

5. Ku の批判に対する Praj の回答のポイントは以下の二点である。

- (1) 二諦説に基づく、段階的な真実の理解を認める仏教徒にとって〈先の承認との矛盾〉という過失は、過失とはならないということ。
- (2) 論証によって最終的に得られた内容がプラマーナによって保証されるものか否かが重要であるということ。

審判者たちにとっても、「認識が認識対象を持たない」という認識が、論証によって最終的に得られ、そしてそれは審判者自身、プラマーナによって確認することができる。Praj によれば、いかなるものの存在も認識を介して知られる以上、その認識を越えて、外部にものが存在するとは言えないのである。彼は、真実を判定するための最終的な権威とも言える審判長の役割を審判者たちの認識それ自体に求めたと言えよう。

[略号および参考文献] J: D4222, P5720. NP: M. Tachikawa, ed., JIP 1, 1971. PM: S. Sanghavi, M. Kumar, D. Malvaniya, eds., 1998. PNT: Yaśovijaya Granthamālā Nos. 21, 22, 1911. PVA: R. Sāṅkṛtyāyana, ed., 1953. ŚV: Svāmī Dvārikādāsa Śāstrī, ed., 1955. ŚVT: S. K. Rāmanātha

(120) 論争の場における〈審判者〉の役割 (小林)

Śāstri, ed., 1971. TR = Tārkikarakṣā : Reprint from the Pandit, 1903. Frauwallner 1933 : "Zu den Fragmenten buddhistischer Logiker im Nyāyavārttikam," WZKM 40. Matilal 1998 : *The Character of Logic in India*, New York. Solomon 1976 : *Indian Dialectics*, vol. I, (vol. II, 1978) Ahmedabad. Vidyabhusana 1971 : *A History of Indian Logic*, Delhi. 稲見 2004 : 「プラジュニャーカラグプタにおける不二知」『神子上恵生教授頌寿記念論集』小野卓也 2004 : 「Nyāyapariśiṣṭa について」『曹洞宗研究員研究紀要』34. 小野 2003 : 「Pramāṇavārttikālamkāra, Parārthānumāna 章の研究 (1)」『哲学・思想論集』28. 小野 2005 : 「同上 (3)」『哲学・思想論集』30. 桂 1977 : 「因明正理門論研究〔一〕」『広島大学文学部紀要』37. 桂 1998 : 『インド人の論理学』小林 2006 : 「プラジュニャーカラグプタの夢・非夢無区別論」『南アジア古典学』1. 小林 2007 : 「慈悲と論証」『日本仏教学会年報』72. 寺石 1995 : 「〈他者のための推理〉に関するクマーリラの見解」『哲学・思想論叢』13.

1) Solomon 1976 : 74-78, Matilal 1998 : 38-41, 桂 1998 : 96-107 等参照. 2) 審判員 (sabhya, sadasya) と臨時審判員 (prāśnika) とを区別する伝統もあったようである. 小野卓也 2004 : 76-77 参照. 3) See *Vṛtti* 63, 14 ad PM 2.1.30 ; PNT 8.15 ; *Laghudīpikā* 207, 13-15 ad TR 207, 2-3 ; Vidyabhusana 1971 : 204-205 ; 378-379 ; Solomon 1976 : 340-341. 4) See PNT 8.21 ; Solomon 1976 : 342. 5) デイグナーガの言明については, 桂 1977 : 111 参照. なお, その言明の中で言及されるヴァスバンドウの論証の定義については, Frauwallner 1933 等参照. 6) See PVA 467, 5-6 (Ono 1, 6-7) ; 小野 2003 : n.5. 7) See PVA 472, 3-5 (Ono 12, 6-7) ; 472, 23-24 (Ono 13, 12) ; 小林 2007. 8) PVA359, 4. 9) Cf. PVA378, 8-9. 10) PVA 注釈者ジャヤンタは, ŚV 注釈者ウンヴェーカの記述 (ŚVT 211, 10-15) をそのまま借用している. See J (D143b6-144a1 ; P164a1-3). 11) この「象のように目を瞑る」という表現については, 稲見 2004 : 402-405 参照. 12) 小林 2006 参照. 13) See *Vṛtti* 63, 11-17 ad PM 2.1.30. 14) Praj は, Parārthānumāna 章でも, これと類似した議論を展開する. 但し, そこでは, さらなる審判者が必要とされる場合であっても, 際限なく必要とされるわけではないと論じられている. See PVA 472, 14-16 (Ono 12, 21-13, 4) ; 472, 21-23 (Ono 13, 9-12).

(平成 20 年度科学研究費補助金 (特別研究員奨励費) による研究成果の一部)

〈キーワード〉 審判者, クマーリラ, プラジュニャーカラグプタ

(日本学術振興会特別研究員, 博士 (文学))